# 令和4年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

# 議事録

# 1 日程等

- (1) 日 時 令和4年8月19日(金)午後1時30分から午後2時8分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

# 2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)
  - ⇒ 原案のとおり制限措置等を定めることが適当である旨答申することに決 定。
- (2) 知事許可漁業に係る許可の基準について(諮問)
  - ⇒ 原案のとおり許可の基準を定めることが適当である旨答申することに決 定。
- (3) 知事許可漁業に係る許可の有効期間について (諮問)
  - ⇒ 原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨答申すること に決定。
- (4) 稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について(協議)
  - ⇒ 原案のとおり取り扱うことに決定。

# 令和4年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時:令和4年8月19日(金)午後1時30分~

区 分	氏 名	出欠
	(会長)	
学識経験者	福留 己樹夫	0
	(会長職務代理者第1位)	
漁業者代表	出水 昭彦	0
漁業者代表	中村 博文	0
漁業者代表	山田 満	0
漁業者代表	下川 智美	0
採捕者等代表	斉藤 千昭	0
採捕者等代表	別府 宏一	0
	(会長職務代理者第2位)	
学識経験者	折田 和三	0
学識経験者	吉田明彦	0
学識経験者	國師 恵美子	×
出席		9
欠席		1
<事務局等>		
	<b>任</b> 夕	

職名	氏名
事務局長(水産振興課資源管理監)	脇田 敏夫
事務局次長(水産振興課漁業調整係長)	板坂 信明
書記(水産振興課漁業調整係 主査)	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介

# -令和4年8月19日(金)午後1時30分開始-

# 【開会】

# ○脇田事務局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は委員10名のうち9名の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める出席者数を満たしてございますので、本委員会は成立いたしております。

それでは注意事項についてですが、発言は挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお 手元に届いてから行うようにお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いしたいと思います。

#### ○福留議長

皆さん,こんにちは。6月28日以来ですけども,その間,県内でもコロナがまん延して,とうとう昨日約5,000人近くになりましたけども,私もご多分に漏れず7月にコロナに罹りました。7月の10日間が全く無駄になったんですけども,ただし,37度の熱で,非常に軽度でしたので,ホテルに10日間隔離されただけで終わりました。

その間ですけども、新聞なんかよく見る時間があったんですけども、内水面関係では、この前回と今回の間にあったのが2つぐらいで、いずれもうなぎに関するもので、高尾野川のうなぎを守る会がされた、こういう記事が南日本新聞に出たのをご存知だと思いますけど、それと、私も知らなかったんですけど、指宿の水技センターで、うなぎの稚魚を飼ってますよって話が、めでたい話なのかわからないですけど、そういう記事がありました。

いずれにせよ,うなぎに関する話しか新聞に載らないんですけども,他のものも,で きれば鮎とか鯉とかいろんなのがいるわけですから,取り上げてもらいたいんですけど, マスコミの食いつきっていうのはどうもうなぎ以外はあまり悪いみたいです。

今日も, うなぎの話が入ってるみたいで, まだ細かいところまで読んでませんけども, 今日の協議をよろしくお願いいたします。

# 【議事録署名者の指名】

#### ○福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名することでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

## ○福留議長

それでは、今回は中村委員と別府委員にお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

○中村委員及び別府委員

はい。

# ○福留議長

では、お願いいたします。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

【議題2:知事許可漁業に係る許可の基準について】

【議題3:知事許可漁業に係る許可の有効期間について】

#### ○福留議長

まず,議題1です。議題1は,知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてですが, これは議題2の知事許可漁業に係る許可の基準について,議題3の知事許可漁業に係る 許可の有効期間についてと関連する諮問事項ですので,3つの諮問事項について県から 一括して説明をお願いします。執行部お願いします。

#### ○水産振興課(福元水産技師)

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。私の方から、資料1、資料2、それから資料3に基づいてご説明をさせていただきます。

多少ちょっと前後する場面があるかもしれませんが、ご了承ください。

まず、資料1に基づきまして、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてということで諮問いたします。

諮問文を読み上げる前に、内容についてちょっとご説明いたしますので、資料1の10ページをお開きください。

1番の知事許可漁業の制限措置等についてというところでございます。

許可の手続としまして、令和2年12月に施行された改正後の漁業法により、知事許可漁業の新規許可又は許可の更新に当たっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め、制限措置の内容及び申請すべき期間を公示することになりました。

この公示というのは県のホームページに公表することです。

今回,新規の許可を行いたいので,制限措置,それから申請すべき期間を定めることとして,当委員会に意見をお諮りするものです。

その制限措置といいますのが、下の参考をご覧ください。

これまで許可証の方に記載されていた内容がございます。漁業種類,操業区域,漁業時期,船舶の総トン数,推進機関の種類及び馬力数です。

これは従前の漁業法では、許可証の記載内容、許可内容という言い方をしておりましたが、改正漁業法では、これらが制限措置というものになりました。

これら5つに加えて、漁業を営む者の資格という6つの項目が制限措置というものになりまして、これを申請を受け付ける前には、県のホームページで公示をすることが必要になるということで今回お諮りするものです。

すいません。ちょっと前後します。資料の修正をお願いいたします。

まず、2ページをお開きください。2ページの上から2つ目。「操業区域の2」という行がございます。その1行の削除をお願いいたします。

その上の「操業区域の1」の許可をすべき漁業者等の数が18とありますが、これを21 に修正をお願いします。

# ○福元水産技師

はい、続いて6ページをお願いします。6ページの別表として操業区域がございます。 番号の2番の行をすべて削除をお願いします。

続いて先ほどの10ページ。1の(2)の新規の許可又は許可の更新を行う漁業種類ということで稚うなぎ漁業と潜水器漁業がありますが、潜水器漁業は海区委員会で諮問するものですので、削除をお願いします。申し訳ありません。

はい。それでは内容のご説明に入ります。1ページをご覧ください。

先ほどご説明した内容で諮問を行います。諮問事項ですので諮問文を読み上げます。

## 一諮問文一

水 振 第 3 8 9 号 令和 4 年 8 月 17 日 (水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて,漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので,漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき,貴委員会の意見を求めます。

#### ○福元水産技師

続いて2ページをご覧ください。先ほどご説明しました制限措置の内容が書かれております。

左側から漁業種類,操業区域,漁業時期,船舶の総トン数,推進機関の馬力数,許可をすべき漁業者等の数,そして,漁業を営む者の資格となっております。

漁業種類及び操業区域ごとに申請を受け付ける人数を公示する必要があるので,このように細分化されております。

稚うなぎ漁業について、今回お諮りいたしますが、稚うなぎ漁業につきましては、前回6月28日の当委員会において、これまでの特別採捕から稚うなぎ漁業に移行する必要がありますということでご説明をいたしました。

その取扱方針については、議題4でまたご説明いたしますが、それに係る許可の手続としてあるものです。

稚うなぎ漁業で1番左の漁業種類のところに手すくい、それから4ページの下の方、 手すくい及びふくろ網ということで、ふくろ網の使用によってこの2つの漁業種類に分 かれております。

一応9ページをちょっとご覧ください。簡単ではありますが、概要を掲載しておりま

す。

手すくいについては、新聞報道やニュース等でご覧になられる方も多いと思いますが、 このように海面又は内水面、河川において、たも網で来遊してくるシラスウナギを採捕 する漁法です。

その下,ふくろ網につきましては,杭を川底に打って,干潮から満潮に向かって潮が のぼり始めるときに網を設置して,川に遡上してくるシラスウナギが袋の中に入ると。 その入ったシラスウナギを収容するというような漁法になっております。

2ページにお戻りください。

操業区域につきましては、各河川ごとに決められておりますので、別表として6ページ以降にそれぞれ記載をしております。

県内約200の河川で許可をしているところです。

続いて漁業時期につきましては、令和4年12月13日の日の入りからということで最後は3月31日の日の出までとなっております。

このように期間が区切られているのは、12月から3月までの間の途中に休漁期間を設けている関係で、このような記載ぶりになっております。

全体としては4月間,120日間のうち90日間に短縮をして許可をしているところです。 続いて船舶の総トン数,それから推進機関の馬力数については,漁船ごとに許可をす る漁業種類ではございませんので,定めなしと記載しております。

最後に、漁業を営む者の資格としまして、こちらについては住所要件、地元の市町村に在住している者ということで、これらの方が申請をする資格があるということで記載をしております。

すいません。この漁業を営む者の資格のところで、最後の文章が切れているところが あるんですけども、こちらはホームページに公示する際に修正をいたします。

5ページをご覧ください。この制限措置の表の一番下の方になりますが、申請すべき 期間とあります。今回、この委員会で答申をいただいた後に、この申請期間で申請を受 け付けることとして、県のホームページに公示をする予定としております。

議題1の制限措置については、ご説明は以上になります。

続いて資料2の許可の基準についてご説明いたしますけれども、その内容について簡単にご説明しますので、資料1の10ページをもう一度ご覧ください。

先ほどの制限措置の説明のその下、2番、許可の基準についてというところです。

新規の許可に当たり、制限措置を公示した後、公示した船舶等の数、漁業者等の数を超える申請があった場合は、委員会の意見を聴いた上で、許可の基準、いわゆる優先順位ですが、これを定め、これに従って許可をする人を決めるということになっております。

このため稚うなぎ漁業につきましては、今回初めてですので、その許可の基準を定めるために委員会の意見を聴くものです。

資料2をご覧ください。こちらも諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。1ページです。

# 一諮問文一

水 振 第 3 9 0 号 令和 4 年 8 月 17日 (水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可魚業に係る許可の基準について (諮問)

このことについて、鹿児島県漁業調整規則第11条第7項に規定する許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

# ○福元水産技師

2ページをご覧ください。今回、その漁業調整規則第11条第7項に基づく許可の基準について、稚うなぎ漁業ということで、次の優先順位により許可する者を定めるとしております。

優先順位の1番上として,前年当該漁業許可又は特別採捕許可を受けた者で,かつ,前年の操業実績がある者を優先順位の第1位とします。

次に、過去3年にこれらの許可を受けた者で、かつ、操業実績がある者を第2位、上記以外の者を第3位ということで優先順位を定めるものです。

これらにつきましては、海面の漁業と同様に、この許可の基準をそれぞれの漁業種類 ごとに定めているもので、同様の考え方で、前年許可を有していた者が第1位というこ とで定めているものです。

以上で議題2の許可の基準についてのご説明を終わります。

続いて、議題3の許可の有効期間についてです。資料3の3ページをご覧ください。 鹿児島県漁業調整規則の抜粋を記載しております。第15条の方で許可の有効期間とい うことで、許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ該当各号 に定める期間とするとあります。

稚うなぎ漁業につきましては、この(2)の第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業ということで、稚うなぎ漁業につきましては、この第2号に該当する漁業ですので、許可の有効期間は1年ということになりますが、次の2番、知事は漁業調整のために必要な限度において、委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができるとあります。これに基づいて、今回諮問をいたします。

1ページをご覧ください。諮問文を読み上げます。

一諮問文一

水 振 第 3 9 1 号 令和 4 年 8 月 17 日 (水産振興課扱い)

# 鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

# 知事許可事業に係る許可の有効期間について (諮問)

このことについて,漁業許可の有効期間を別紙のとおり定めたいので,鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により,貴委員会の意見を求めます。

## ○福元水産技師

2ページの別紙をご覧ください。

今回諮問するのは、稚うなぎ漁業で漁業許可の有効期間として、12月1日から翌年3月31日までの間で毎年定める期間。

対象の漁業者は公示した制限措置に該当する者。今回短期許可を行う理由ですけれど も、稚魚を漁獲するという性質上、資源管理を行う必要がございまして、採捕期間を12 月から翌年3月までという4月間に制限をしているところです。

また,河川の状況等を考慮した上で許可をする必要がありますので,同期間内で毎年 協議により定める期間で短期許可をする必要がございます。

そのため、1年より短い期間として許可をすることとしております。

以上で議題1、議題2、それから議題3の説明を終わらせていただきます。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

## ○福留議長

県からの説明が終わりましたけども、本諮問事項の件、ご質問等はございませんでしょうか。折田委員お願いします。ちょっとマイクがきますので。

#### ○折田委員

資料1の4ページのところで3点ほどご質問なんですが、下の方で手すくい及びふく ろ網の記述のところがありますが、これは及びとあるんですけど、これは同時にできる ものかというところです。ふくろ網を張りながら、その間に手すくいをして帰りに回収 するといったことでもいいのかということ。

あと、ここにはふくろ網とかの統数とかの記述は何もないんですけど、そこら辺の定めがないかということ。

それと、4地区ぐらいですかね、手すくい及びふくろ網で、その他は手すくいのみなんですけど、ここの差というか、何か基準があってこの両方を認めてるというようなところがあるのかと、その違いのところを教えてください。

# ○福元水産技師

はい。ありがとうございます。

まず、1点目手づくり及びふくろ網ということで、これはふくろ網だけではなくて手すくいも同時に行っていると。基本的にこれまでの特別採捕で行われていたものから、その利用実態に合わせて、今回、漁業許可に移行する必要がございますので、実態として、この手すくいとふくろ網を同時に許可をしていた河川がございますので、このように区分しております。

2点目としまして、ふくろ網のその統数についてです。統数につきましては、ふくろ網につきましては、漁業種類ごとに公示ということになりますので、この書かれている数字4、5、1、3の、これらが統数になります。

3点目につきましては、この4つの区域でふくろ網がということでしたけども、これも先ほどご説明したように、これまで県内で実際にふくろ網をされていた河川がございます。漁業権がない河川と、ある河川があるんですけども、そういったところを許可に移行するに当たって、このように河川ごとに公示をしているためです。

# ○福留議長

折田委員よろしいでしょうか。

# ○折田委員

了解しました。

#### ○福留議長

他にご意見ご質問等あればお願いいたします。私の方から1つよろしいですか。

議題1のとこなんですけど、2ページ目から3ページ、4ページとずっと同じことなんですけども、船舶の総トン数と推進機関の馬力数、これ全部定めなしなんですね。必要がないから定めてないんだと思いますけども、ここに定めがあるような場合ってのはどういう場合があるんでしょうか。

#### ○福元水産技師

はい。ありがとうございます。

まず、船舶につきましては、船舶ごとに許可をする漁業、それから漁業者ごとに許可をする漁業という2つに大別されまして、この稚うなぎ漁業につきましては、船舶ではなくて漁業者ごとに、いわゆる人ごとに許可をすることになります。

一般的に海面で網を使う、いわゆる漁船漁業につきましては、基本的には漁船及び人 ごとに許可をする漁業になっておりまして、例えば、漁業種類によっては使用する船舶 の総トン数に上限がある漁業種類もございます。

これは法律であったり、県が定める取扱方針上であったり、そういったところで船舶のトン数、或いはそのエンジンの推進機関の馬力数に上限がある漁業種類がございますので、そういった漁業種類の公示を行う場合には、ここの欄に実際に何トン以下であったり、何馬力以下であったりというような記載がなされます。

今回の稚うなぎ漁業につきましては、船舶については、特に定めはございませんので、 ここは全て定めなしという記載ぶりになっております。

# ○福留議長

説明はわかりました。その場合なんですけど、この定めなしって全ての行に定めなしと書く必要はそもそもないような気がするんですけども、左側にあるように、例えば、漁業種類や漁業時期のように、ここに1箇所だけ書いて、あとはもう全部同じ欄なんですけど、それとの区別っていうのは何かあるんですか。

#### ○福元水産技師

すいません。ここは特に意識をしていないところでしたので、この1番左の漁業種類であったり、3番目の漁業時期であったり、これと横並びで上に1つ全ての行をまとめて定めなしというふうに記載をしたいと思います。ありがとうございます。

# ○福留議長

わかりました。他に何か質問、ご意見あればお願いいたします。

よろしいですか。特に、ご質問ご意見ないようですので、それでは順番に議決を取りたいと思います。

3つありますけども、まず議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、 原案のとおり制限措置等の内容を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいで すか。

(「はい。」という声あり。)

## ○福留議長

異議なしということで、そのように答申することといたします。

続きまして、議題2の知事許可漁業に係る許可の基準については、原案のとおり許可 の基準を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

# ○福留議長

そのように答申することに決定します。

それでは、最後になりますけど、議題3の知事許可漁業に係る許可の有効期間については、原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

#### ○福留議長

では、そのように答申することに決定いたします。

# 【議題4:稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について】

次の議題4は、稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針についてです。これは協議事項になります。協議事項ですから、執行部からの説明をお願いいたします。

# ○福元水産技師

はい。資料4に基づきまして、同じく私の方からご説明をいたします。

稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針についてということでございます。

こちらにつきましては、6月28日の当委員会において事前にお諮りした内容でございます。そのときの経緯や現行との比較については、同様の内容になっておりますので、ここのご説明は割愛させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。

前回の内水面漁場管理委員会において、協議のときにですね、委員の皆様からご指摘、 議論いただいた内容を踏まえたですね、前回の案からの変更点を記載しております。

## ○福元水産技師

まず、資料の4ページに出荷先の定義といたしまして、資料の4ページの2番の定義のところで、稚うなぎ取扱業者というところで定義をしていたところです。

前回,一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会に所属しているものに限るということで書いてございましたが,その出荷する先をですね,この任意の団体に所属してるか否かというところで制限をするというのは好ましくないという国からのご指摘もございましたので,こちらにつきましてはこの記載を削除しております。ただし,鹿児島県内の養鰻業者が池入れするもの,稚うなぎ取扱業者,いわゆる問屋さんと呼ばれる方々ですけども,こちらにつきましては,ほとんどがですね,取扱者協議会に所属しているということですので,今回このような記述になっております。

それから4番,適格性の基準という部分でございます。こちらは直近何年で、漁業又は労働関係法令に違反した場合には許可をしませんという内容になっておりますけれども、前回國師委員から3年ということで、その間許可はできずに、その3年が明けたときというところでご指摘があった部分です。

こちらにつきましては、この3年とした議論がちょっと不十分であったところがある んですけれども、基本的に許可の有効期間と合わせるという整理をいたしました。

他の漁業につきましても、3年の許可であれば3年、1年の許可であれば1年ということで整理しておりますので、稚うなぎ漁業につきましても、1年以内に違反した場合ということで整理をしております。

その他の部分につきましては、前回、当委員会にお諮りした内容と変更ございませんので、申し添えます。

この取扱方針に基づきまして, 先ほど議題1で諮問いたしました制限措置を公示して, それに基づいて申請がきたものを審査する予定です。

取扱方針についてのご説明は以上になります。ご協議の程よろしくお願いいたします。

#### ○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等があればお願いいたします。

# ○出水委員

はい。

# ○福留議長

出水委員,お願いします。

# ○出水委員

6ページの定義の部分で、この(4)と(5)が出荷先と両方ともなってるんですけども、 これは両方とも出荷先ということでよろしいんでしょうか。

## ○福元水産技師

はい。すみません。そこのご説明が抜けておりました。

前回お諮りしたときにはですね、この4ページをご覧いただいた方がいいと思います。 4ページの2番の定義のところで、(2) に書かれている稚うなぎ取扱業者の定義は、 前回お諮りした方針には記載しておりませんで、出荷先のところに全て入っていたもの です。 ただ,今回この稚うなぎ取扱業者につきましても,その下の養鰻業者や養鰻団体と一緒に定義をするということで,一つ項目が増えている関係で,この出荷先が,前回の(4)から(5)に変わっているというところでございます。

前回のお諮りした案では、4ページの(2)の稚うなぎ取扱業者という記載がなかったので、今回一つ行が加わって下にずれているということです。

#### ○福留議長

出水委員よろしいでしょうか。

○出水委員

はい。

○福元水産技師

すみません。ありがとうございます。

○福留議長

他にご意見ご質問等あればお願いいたします。

特にご意見等がないようですので、このとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

# (「はい。」という声あり。)

#### ○福留議長

では、そのように決定いたします。

本日の付議事項は以上となりますけども,委員の皆様から何かありますでしょうか。 あればお願いいたします。では、事務局から何かありますか。

○板坂事務局次長

はい。その他ということで、少しお伝えしたいことがございます。

○福留議長

はい、事務局。

#### ○板坂事務局次長

内水面漁連の宮田会長の方から、内水面漁場管理委員会において、内水面漁連会長と しての意見があるということで、その意見を伝えて欲しい旨の連絡を受けましたので、 伝えさせていただきます。

その内容としましては、各内水面漁協は、漁業権の指定魚種として、ウナギを指定しており、長年にわたり、ウナギの義務放流を行ってきたと。

それに対しまして、シラス採捕者は、何の増殖活動、放流等も行うことなく、シラスウナギを採捕している状況にありますと。

この状況を問題視しているっていうことを,委員会の場で,委員の皆様にお伝えくださいということでありました。

この場で何か協議をしてというものではございません。

このような意見があったということを,委員の皆様にお伝えしておいてくださいというものでございます。以上です。

# ○福留議長

わかりました。はい。確かに、各委員聴き取りましたので。 他に何かありますでしょうか。皆さんからも他に何かないでしょうか。

# 【閉会】

# ○福留議長

ないようですので、これで第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。 議事進行についてご協議いただきありがとうございました。以上です。

# ○脇田事務局長

皆様どうもありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。お戻りの際はお気をつけていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

-令和4年8月19日(金)午後2時8分閉会-

# 議事録署名者

会長	
委員	
委員	